



市長選挙・県知事選挙

投票日は4月12日(日)です

投票時間▶午前7時～午後8時(河辺・雄和は午後7時まで)

市長選挙 告示日▶4月5日(日)

投票できるかた…平成元年4月13日以前に生まれ、平成21年1月4日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(3月14日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地の投票所で投票します)

県知事選挙 告示日▶3月26日(木)

秋田市で投票できるかた…平成元年4月13日以前に生まれ、平成20年12月25日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(3月14日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地の投票所で投票します)

秋田市へ転入したかた…平成20年12月26日以降に県内の他の市町村から秋田市に転入したかたは、前に住んでいた市町村で投票します。投票する際は、引き続き県内に住所があることを示す「証明書」が必要です。「証明書」は、各市町村の住民票担当窓口で無料で発行しています。

なお、前の居住地から投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票もできます。前に住んでいた市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

ただし、県内での転出回数が2回以上あった場合は投票できませんので、ご注意ください。

※上記以外の選挙が行われるときは、あらかじめお知らせします。



投票ワンポイント!

投票所入場券…投票所入場券は郵送します。入場券をなくしても、投票所で再発行し投票できますので、受付でお申し出ください

点字投票…視覚障害のかたは、点字投票ができます。投票所の受付でお申し出ください

代理投票…病気やけがなどで、自分で投票用紙に書くことができないかたは、本人が投票所で申請すると代理投票ができます



投票日に用事があるかたは

期日前投票を

下表の市内9か所で期日前投票ができます。投票日に用事があるかたは期日前投票をご利用ください。

市長選挙……4月6日(月)▶4月11日(土)

県知事選挙…3月27日(金)▶4月11日(土)

※県知事選挙は、4月3日(金)までは市役所分館でしか投票できません。

期日前投票所	投票時間
市役所分館4階	午前8時30分～午後8時
土崎支所 河辺市民センター2階 雄和市民センター	午前8時30分～午後7時
岩見三内連絡所 大正寺連絡所	午前8時30分～午後5時
秋田駅西口2階ぼほろーど イオンモール秋田3階 ナイス新屋店	午前10時～午後8時

入場券の裏面を書いて くれば受付が簡単です!

投票所入場券の裏面に、期日前投票の「宣誓書」を印刷しています。あらかじめ記入してお持ちいただければ、受付が簡単に済みます。

*右は、平成19年の参議院議員通常選挙の入場券です

こちらの面は期日前投票用です

期日前投票の際は、あらかじめ下の宣誓書にご記入のうえ、お持ちください。

●期日前投票ができる日時、場所

7/13(金)～7/28(土)	秋田市役所分館	8時30分～20時
7/21(土)～7/28(土)	土崎支所、河辺市民センター	8時30分～19時
	雄和市民センター、イオン秋田SC3階	10時00分～20時
	ナイス新屋店	8時30分～17時

宣誓書

期日前投票の当日、次の理由に該当する見込

() 平成 年 月 日

氏名 年 月 日 生 年 月 日

住所 年 月 日

ここに記入

番号の○

- 1) 仕事・学業・冠婚葬祭
- 2) (投票区域外への)旅行・外出その他
- 3) 病気・出産・介護
- 5) 住所転居したかたに居住

以上の記載が実況であることを誓います。

<お問い合わせ先> 平010-0951
秋田山王1-2-34 秋田市選挙管理委員会 866-2260

投票所の 変更

場所の変更

県立衛生看護学院▶保戸野小学校または東中学校
投票所入場券を確認してからお出かけください。

名称の変更 (場所は変わりません)

(旧)金足東幼稚園▶金足東児童室

(旧)南浜共同作業所▶南浜地域活動支援センター
田尻公民館▶田尻町内会館



4月19日(日)は 春の全市一斉清掃

4月の第3日曜日は「春の全市一斉清掃の日(あきた・ビューティフル・サンデー)」です。

町内で力を合わせ、地域の道路、側溝、公園などを清掃し、まちをきれいにしましょう。

ごみは正午まで集積所へ

- 集めたごみや汚れているびん・缶・ペットボトルは、当日収集します。市指定のごみ袋(家庭ごみ用・資源化物用のどちらでも可)に入れて、正午まで町内の集積所へ出してください
- 粗大ごみや家電リサイクル品は収集しません。不法投棄されたタイヤやテレビなどは移動しないで環境企画課へご連絡ください。放置自転車・車両は移動せずに最寄りの交番へご連絡ください
- 公園課が管理する公園を清掃した場合は、4月20日(月)以降に公園課へご連絡ください
- 当日は総合環境センターへごみを自己搬入することはできません

側溝のフタ上げ機(20台)を貸します

フタ付き側溝の清掃にフタ上げ機をお貸しします。数に限りがありますので、お早めに道路維持課へご連絡ください。

土砂・泥は道路の端に

道路や側溝から出た土砂・泥は土のう袋に入れ、交通の妨げにならない場所へまとめて置き、清掃終了後、道路維持課へご連絡ください。土のう袋に、ごみ、缶、ペットボトルは入れないでください。市内全域の土砂・泥を収集し終わるまでには数日かかりますのでご了承ください。

土のう袋をさしあげます

土のう袋が必要な町内は、枚数を取りまとめ、町内会長さんあてに送った封筒を必ず持って、4月13日(月)から17日(金)までに、各地域センター、土崎・西部・東部・南部・北部公民館、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所、道路維持課(寺内字蛭根85-9)へお越しください。

問い合わせ

- ▶春の全市一斉清掃…環境企画課☎(863)6632
- ▶道路、側溝の土砂・泥の運搬、側溝のフタ上げ機の貸出…道路維持課☎(864)3643
- ▶公園の清掃…公園課☎(866)2445

「緑のまちづくり活動支援基金」を活用して、緑のまちづくりを始めませんか。ハードとソフトの2部門で、みなさんの都市緑化活動を支援します。

ソフト部門

★花苗、生け垣のための活動支援コース

…町内会の花だんに植える苗の購入や、個人宅の生け垣の造成などに助成します。

対象／町内会、2人以上の市民グループ、サークル(生け垣は個人でも可)

助成／事業費の2分の1以内(上限2万円)

★花と緑いっぱい活動支援コース

…商店街の歩道にフラワーポットを置く活動などに助成します。

対象／商店会、町内会、市内に事業所がある法人など

助成／事業費の2分の1以内(上限5万円)

ハード部門

★地域に安全と潤いを提供するみどりの拠点づくりコース

…ブロック塀を撤去して生け垣を造る活動などに助成します。

対象／町内会、2人以上の市民グループ、サークル、企業など(生け垣は個人でも可)

助成／事業費の2分の1以内(上限10万円)

★地域に身近な緑の拠点づくりコース

…商店街の一角にポケットパークを造る活動などに助成します。

対象／市民グループ、町内会、商店会、NPOなど

助成／事業費の2分の1以内(上限500万円)

申請手続き

緑のまちづくり活動支援基金事務局(仁井田の秋田リバーサイドグリーン内)または公園課(市役所3階)にある申請書で、ハード部門は5月29日(金)まで、ソフト部門は6月30日(火)まで、申請してください。申請書は、市総合振興公社のホームページからダウンロードすることもできます。<http://www.akita-sousin.or.jp/midori/>

問い合わせ

- 緑のまちづくり活動支援基金事務局☎(829)0221
- 公園課☎(866)2154

緑のまちづくり活動支援基金
申請は4月1日(水)から